

第38回前橋家庭裁判所委員会議事録

1 開催日時

令和3年6月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立進委員，伊藤麻利子委員，大館実穂司委員，音山若穂委員，川原武男委員，西村理委員，橋本ひろみ委員，平方宏委員，舟根登志子委員，山本勉委員，光本洋委員，多和田隆史委員（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 光本洋上席裁判官（委員）

同 小澤久美子首席家庭裁判所調査官

同 高橋潔首席書記官

同 末水幸二主任書記官

（事務担当者）

前川弘行次席家庭裁判所調査官，沼澤悟次席家庭裁判所調査官，綱島光義次席書記官，森田容子事務局長，井上由里事務局次長，安仲恵美子総務課長

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「成年後見制度の利用促進について」

- (5) 次回期日の指定等

(6) 閉会のことば

5 議事経過

(1) 開会のことば

(2) 委員の交代

(3) 新任委員のあいさつ

(4) 意見交換等

ア 報告

小澤首席家庭裁判所調査官から、前回の委員会の意見交換事項であった「感染防止対策をしながらの家事調停運営について」に関し、委員からの意見に基づいた取組等について報告した。

イ テーマ説明「成年後見制度の利用促進について」

高橋首席書記官から、同一テーマを取り上げた前回の委員会で委員から出された意見に基づき、統計データを分析して群馬県の現状を把握した上で取組が低調な自治体に対して先進的な自治体の情報を提供して円滑な進行を促し、更に近隣の自治体との横のつながりを形成する機会として、裁判所の管轄区域を基準に5ブロックに分けて「裁判所と市町村及び市町村社協の担当者との連絡協議会（以下、「ミニ家連協」と言う。）」を順次開催していることを報告した。

その上で、6月7日に開催した東毛地区ミニ家連協（太田支部及び桐生支部管轄区域内の市町村対象）の開催概要とそこから見えてきた課題を次のとおり説明し、今後の取組の方向性についての議論を求めた。

【開催概要】

各機関から概ね次の内容を説明したのち、参加者間で意見交換
裁判所：統計資料を示しつつ中核機関の設置と市町村長申立の重要性を説明

群馬県：予算措置も含めた各種支援策について説明

県社協：社協による法人後見の有用性について説明し、先進的な取組みを実践している太田市社協及び館林市社協から取組みの経緯と成果について具体例を紹介

【課題】

- ・市町村の実務担当者は利用促進の重要性を理解していても、他に優先すべき事業がある等の事情によって進められないことがある。
- ・担当者的上司である決裁権者が利用促進に取り組む必要性をさほど感じていない。

ウ 質疑応答

○委員長

ミニ家連協の説明について、各委員の感想や率直なご意見をいただきたいと思います。

○委員

中核機関の設置については、広報、相談機能を備えていれば設置済みといえるにもかかわらず、客観的に見て設置済みという市町村であっても中核機関を名乗らないことがあります。中核機関の看板を立てると、人も予算もかかり、いろいろ面倒というのが実態なのではないかと感じています。先ほど説明のあった上司の認識という部分も大きいのではないかと思います。予算については、市町村も国もすぐに確保するのは難しいと思いますが、利用促進の取組意識をしっかりと高めていくためには、地区ごとにこういった連絡協議会を設けて情報交換をしていくということは、非常に有効であろうと思います。

ミニ家連協の第一弾は東毛地区で開催していただいたわけですが、太田市社協、館林市社協は、おそらく群馬県の中では一、二を争う先進的社協で

あると思っていますので、第一弾として選んでいただいたのは大変意味のあることだと思います。

今後、北毛、西毛地区などでミニ家連協を実施されることになるのですが、吾妻郡でもかなり熱心な町村が出てきています。例えば市町村社協による法人後見に対する助成制度に手を挙げるなど、小規模の自治体が積極的に法人後見に取り組もうとしています。法人後見を実施する場合、それなりに人的態勢が整ったある程度大きな自治体でないと無理なのではないかと考えていたのですが、むしろ、小規模の自治体のほうが意識が浸透しやすい、担当者の思いがしっかりと伝わる、などと感想を持った次第です。他の地域でミニ家連協を実施する場合には、太田、館林のような先進的な取組を紹介するのは良い方法だと思います。今後、県社協、あるいは県もしっかりと家裁と連携していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員

裁判所から新たに語りかけるという非常に良い取組であると感じました。今後、各ブロックで特色とか地域性といったものも出てくるかもしれません。今回、県全体の統計資料を示していただきましたが、その数値からは見えないようなものが新たに見えてきて、更にいろいろな細かい政策などが打ち出せるかもしれず、非常に有益なのではないかと感じています。

○委員

統計上、ご本人申立ての傾向が、全国と群馬県とで差があるとのことですが、率直な感想として、ご本人の制度そのものに対する理解とか、知るきっかけを得ているのかという点が、そもそもの課題ではないかなどの印象を持ちました。

○委員

私は、民生委員をしておりますが、担当をしている方の中には、そろそろ

後見制度の利用を検討すべきであろうという方もいらっしゃいます。

ところが、民生委員の毎月の定例会の中で、本人のために後見制度の利用を検討しようという話が具体的に出たことはありません。後見制度のチラシを配ってそれで終わりという状況が、非常に理解できないところです。

そういう状態ですから、やはりご本人にとっても、また地域の方にとっても、そういう制度があるということは、形の上では理解していても、どうしたらいいのか、具体的には分からないと思うのです。社協から、利用方法を示すなどして働きかけていただいたら、利用は増えるのではないかなと思っています。

○委員

ニーズをどこにつないでいったら良いのかという仕組みがまだ明確になっていないというところが、一番問題なのかなと思います。中核機関の広報、相談機能が充実し、相談からきちんとつながっていけば、後見制度利用に向けての動きが出てくるわけで、やはり広報、相談機能というのは重要なのであろうと感じています。

○説明者

大規模の自治体では、成年後見制度を担当する部署が高齢、障害等、幾つかの課に併存しているという状況です。先ほどご紹介があった吾妻郡などでは、担当部署の規模が小さく、担当者が1人、あるいは2人しかおらず、同じ部屋の中で勤務しており、連携が取りやすいという状況などから、前に進みやすいというような例を多々見てきております。

他方で、大規模自治体であっても進展してきているところはあります。従前は担当部署が二つ、三つの大きな課に分かれていたことなどから、利用促進の取組を押しつけ合っていたのを改め、複数の課が一致団結して合同で取り組むこととなり、今年の10月頃には中核機関を設置するという朗報もございますので、この機会にご紹介させていただきます。

○委員長

そういう場面では、やはりリーダーシップが大事なんでしょうね。それ以外に、家裁の取組について、何か感想等ございますか。

○委員

縦割り行政の弊害が、集団が大きなところであればあるほど顕著になるというのはよく分かります。そういう意味で首長に対する広報、啓発も必要なのではないでしょうか。先ほどのお話では、現場の担当者は一生懸命取り組みたいのに中間管理職になかなか伝わらないということでしたが、利用促進の取組は必要なことですから、必ず浸透していくと思います。だから、一朝一夕にはいかななくても、じわじわと進んでいくのだろうと私は感想を持ちました。

それにしても、元来、受け身であるはずの裁判所が、積極的、主体的にミニ家連協開催という形で利用促進の取組姿勢を打ち出すことも、現場の市町村の皆さんにとってみれば、ある意味、刺激になることだと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

ところで、先ほど統計上の説明で、潜在的な利用者数に比べて現実の利用者数が少ないというお話がありました。高齢化社会ですから、どんどん増えていくのだと思いますが、今、想定されている、その潜在的な利用者との乖離がどんな状況なのか教えていただければと思います。

○説明者

厚労省が算出した認知症患者数の将来的な推計資料によると、2012年で462万人だったものが、2020年で602万人、2025年で675万人、2030年で744万人となっています。

また、在宅の知的障害者数については、2016年で96万2,000人。さらには、外来で病院にかかっている精神障害者の数が2017年で389万人です。

今、申し上げた方々が、全員この成年後見制度を使わなければならないかという、そうではないとは思いますが、本来は成年後見制度を利用すべき方々、あるいはその予備群が入っている数字ということになります。申立件数と比較すると、ここで出てくる数字は、そもそも桁が違うということが見て取れるわけで、今後、この潜在需要が制度を有効に活用していくとなった場合に、実際に裁判所にどのぐらいの申立てがあるのか、想像もつかない状況ということになります。

○委員長

潜在需要は数百万人はいるけれども、それが必ずしも成年後見制度を利用するわけではなく、例えば親族で面倒を見たり、あるいは生活支援事業を選択する場合もあるということですね。成年後見制度は、一旦利用を開始すると、ご本人がお亡くなりになるまで続いていきますので、相当な件数が累積していくことになりますから、利用促進が功を奏し、潜在需要を掘り起こしてしまうと、家庭裁判所はかなりの件数を抱えることになるという将来予測も成り立つと思っております。

さて、今回我々が考えたのは、横のつながりを大事にしたいということでした。我々が市町村の個別訪問を実施して見えてきたのは、案外相互に交流を持っておらず、情報交換もしていないということでした。前回の家裁委員会でも出席委員の方からご提言をいただきましたが、同じような立場、境遇にある近隣の市町村が互いに情報を交換し合い、手を携えて前に進むということが必要なのではないかということからこのミニ家連協を企画したわけですが、コロナの影響もあって、結局ウェブ会議方式となり、横の連携が構築されたかどうかは不明確となってしまいました。

今後、アンケートを実施する予定で、これによりどういう関係作りができたのか検証したいと思っておりますが、我々としては、こういう会議を設けることで、市町村の間で横の連携が自然発生的にできるのではないかと期待し

ていました。このやり方で本当によかったのかどうかということも含めて、横の関係作りという観点からアドバイスやご意見をお聞かせていただきたいと思います。

○委員

横のつながりをより有効にするためには、やはり、こうしたらうまくいった、というような成功事例やノウハウを共有する仕組みを作ることが考えられると思います。そういう意味では、先ほど伺った太田や館林の先進的な取組を共有するのは良いことだと思います。

ところで、この制度の利用促進という点を考えるとやはり制度としての使い勝手の良さが関係してくると思います。ですから、単純に件数が増えるというよりは、むしろ本当に困っている人、使うべき人が利用できているかどうかということに着目するべきで、そうすると、待ちの姿勢ではなくて、行政から働きかけることができるという、それが一番決め手になるのかなと感じました。先進的な取組を実践している太田や館林では、そうした行政からの働きかけということではできているのでしょうか。

○説明者

特に館林では、社協が日常生活自立支援事業の利用者の情報を把握できているので、それが後見制度利用につながっていきやすい状況にはあるようです。

○委員

館林では、館林市社協の職員が熱意を持って成年後見制度利用促進に取り組んできており、市との連携を積極的に果たしていただいています。県社協としても、市町村社協に対し、横の連携はもちろんのこと、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携、すみ分けをしっかりと行うためには、各社協から市町村への積極的な働きかけが必要である、ということを常々お伝えしているところです。館林市、太田市に関しては、それが功を奏したと

ということだと思います。ほかの地域では、いくら市町村に働きかけても全く理解してもらえないというところもあるようです。そういう意味では、館林や太田では社協と自治体の連携がうまく取れたチームだったという思いがあります。

少し補足しますが、日常生活自立支援事業と成年後見制度とは、いわば車の両輪という形で機能しているものなのですが、先ほど、民生委員の会議の席で成年後見利用の話が出てこないというお話がありましたが、社協としては日常生活自立支援事業で対応しているということだと思われまます。この事業は、介護保険が導入されてから右肩上がりです。利用者が増えています。群馬県は、成年後見制度の申立件数は、47都道府県の40番目ぐらいですが、日常生活自立支援の人口当たりの利用件数は、真ん中よりも上にいると認識しております。

もっとも、最近は相談員のキャパシティを超えてしまい、利用数が頭打ちになっているという状況にあります。しかし、成年後見の利用増加につながっているわけではないので、結局、本来成年後見に移行すべき人の権利擁護が図られないまま、日常生活の自立支援にとどまってしまっているという実態はあるかもしれません。

日常生活支援事業は非常に使いやすいもので、料金も1時間1,200円で、社協が関わっているから福祉等にも精通しているし、身上監護的なことは民生委員にも関わってもらえて利用しやすい。それから、成年後見制度と違ってやめたいときはいつでもやめられる。成年後見を利用する際にしり込みしてしまうのは、まず費用が幾らかかるかよく分からないことです。それと、制度利用を始めたら亡くなるまでやめられないことも利用をためらう理由です。最も嫌がられるのは、通帳とかハンコを、財産を全て預けることです。日常生活支援事業ではやめればいつでもお返ししますが成年後見の場合は取り上げられてしまうということで拒否反応を示されるのです。

保佐や補助の申立件数が伸びないのは、ある程度判断能力がある人は財産管理に拒否反応を示し、日常生活支援事業にとどまってしまっているということだと思います。ですから、成年後見についても、報酬体系をしっかりと明示するとか、場合によっては途中で引き返すことができる、といった制度にしていかないと、なかなか利用が進まないのではないかとというのが現場での実感です。

○委員長

ありがとうございました。

横のつながりという点については、アンケートの結果を見ないと分からない部分もありますが、裁判所としてももう少し積極的に、その関係作りに関わっていったほうがいいのかという気もしていますが、この点について何かご意見はございますか。

○委員

成年後見制度の利用促進において、担当者が利用促進の取組を進めたいが、上司が理解を示さないという場合があるとのことですが、理解が得られれば促進になるのかどうかという検証は必要なのではないでしょうか。また、何かプランを立てて、それを実行すれば直ちに利用促進につながる、というほど簡単なお話ではないように伺いました。

それから、実務担当者というのは誰を指すのか、連携を図る場合、その柱になる組織は何なのか。その中での、実務担当者とは誰なのか。それを応援して、決断するのは誰なのか。そこら辺を整理しないと、見えてきたものがそのままかすんでしまうのではないかなと思います。

○委員長

今回、出席者の選定は各自治体、社協に委ねたのですが、どちらも現場担当者にあたるような係長とか主査、主任といった方々が出席されたようです。そういった方々の上司にあたる中間管理職に、今の利用促進の取組につ

いて、趣旨をよく理解していただいたり、あるいは先進的な情報をきちっと認識していただくことについて、ミニ家連協を開催するに当たって、何かご提言があればお伺いしたいですが、いかがでしょうか。

○委員

後見制度の利用が進まないのは、それに代わるような事業があり、そちらのほうが使いやすいからそちらへ流れてしまうということだと思います。

そうであれば、成年後見制度を使うことのメリットをもっと明確にアピールすべきなのではないかと思うのです。現場の皆さんに聞くと、デメリット感が非常に強いです。財産を押さえられてしまう、親族が必ずしも後見人に選任されるわけでもない、親族がいても遠くに住んでいてなかなか日常的な支援まではできない、ということになると、もう最後の最後まで後見制度は使わずにいきたいと考える方が多くなってしまっているのではないかと、保佐や補助の利用につながっていかないということなのではないかと感じています。ですから、後見制度を使うことによって、こういういいことがありますよ、ということを実証するのも一つの方策として考えられると思います。

○説明者

ミニ家連協は、そもそも利用者向けの会議ではなく、利用促進の取組を実践する実務者のための会議であったため、後見制度のメリット・デメリットについては話題事項にしていませんでした。

そもそも成年後見制度とは、法律的な行為をする力がない人を保護するために設けられた制度ですから、例えば何か契約をしたいときに、能力がない人に代わって契約をしてもらうことができるというところがメリットということになります。例えば車を買うなどというような、契約書を読んで理解して、印鑑をきちんと押してとなると、後見人が必要です。

先ほど話に出ていた後見人への報酬体系については、これはなかなか難

しいところでした、民法の立てつけとしては、報酬を決めるのは裁判官ということになっております。担当裁判官が、事件ごとに報酬を決めることになり、一律に決まるものではないということになります。ただ、その点をもっと皆さんに分かっていただけるように、もっと報酬の在り方を透明にしようという議論自体はされていて、いずれそれは実現されると思いますが、ただ、報酬額の決定は裁判であるという本質が残り続ける限り、これを明確に仕切ることはなかなか難しいという状況もあると思っています。

○委員長

次に実務部門の実績の権限者である方に働きかけるにはどうしたらいいかと、非常に抽象的な質問ですけれども、何かいい方策はないでしょうか

○委員

成年後見は今後ますます重要で、誰一人取り残さない社会を作るということをしつかりと首長に理解していただければ、財源の問題、人の問題というのもクリアできるのだらうと思います。

例えば、県には、市長会、町村会というのがあって、県行政に関するある程度大きなテーマであれば、その必要性を理解してもらえれば説明の時間を10分なり、15分なりいただけるので、そういった会議の席で成年後見制度の重要性についてしつかりと説明させていただいたり、あるいは県から直接、市町村会や町村会に働きかけをしていただくのが良いのではないかと考えています。

○委員

その方法は、まさに王道だと思います。それから、行政は横並び意識が強いですから、例えば利用促進の取組に関するアンケートを取り、その結果について、無回答のものも含めて裁判所のホームページで公表するということになれば、競争意識があおられて、動きが出てくるのではないかと考えていますが、少々乱暴でしょうか。

○委員

群馬県内で3番目に人口が多い太田市に後見支援センターができた経緯などを今後の取組の検討材料にするのは有効だと思います。市長のリーダーシップが功を奏したのか、それとも他に立役者がいたのかとか、そういった事情を参考にしてもらうのは必要であろうと思います。

○委員長

今後さらに4か所でミニ家連協を実施しますが、その際にも、館林や太田など、先進的な取組をしている地域の情報を提供することは有意義であろうと思いますが、その方法等についてご提案いただきたいと思います。

また、各機関の直接の担当者からその上司へ利用促進の取組に関する情報が円滑に伝わり、取組が活性化していくにはどうすべきか、何かご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○委員

組織内での情報の浸透の難しさというのは、私も常に経験しているところですが、やはり、現状を示す客観的なデータがどのレベルまで伝わっているのかということではないかと思います。首長に対して、どうしてくださいではなくて、現状はこうですというのを見ていただく機会があると、多少変化がある気はします。35市町村の各首長にもいろいろとお考えがあるとは思いますが、各市町村の取組の進捗に関して、客観的な現状を公表というか、何か共有できるような手段があればよいと思いました。

○委員長

利用促進取組の現状を公表する方法については、関係機関のご了解ということもあるので、直ちには難しいかもしれませんが、やはりきちんと情報が伝わるということは、大事だと思います。

○委員

公表の話ですが、近時、マスコミ等では、知事にアンケートを送り、回答

を求めるという方法を競って使っているようです。裁判所がその手段を利用するのは難しいと思うので、アイデアとすれば、例えば中核機関をいつまでに設置するかというのを首長に対してアンケートを取るとか、前向きな回答があったところだけ公表するという方法もあると思います。

○委員長

少し話は替わりますが、裁判所が外部機関を交えた協議会をウェブ会議方式で実施したのは、今回のミニ家連協が初めてで、結構不慣れで不手際もあったのではないかと思います。おそらく委員の皆さんにとってはウェブ会議は既に一般的で、いろいろノウハウもお持ちなのではないでしょうか。ウェブ会議を実施するに当たって工夫していることがあれば参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

ウェブ会議でよかった点は、例えば、片道1時間半ぐらいかかるので今まで参加できなかったというような方が、ウェブ会議ならば参加できるようになり、新たなつながりというのができたのかなと思っています。

それから、説明や講演などについては、一定の期間、ホームページ上で見られるようにしておくと、講演当日には参加できなかったような人でも、随時、任意に必要な情報だけ見ることもでき、そういった意味ではかなりウェブの有効性というのは出てきたのかなと思いますが、そうはいつでも福祉の分野では顔の見える環境での対話というのも重要なので、両方使い分けていくことになるのであろうと思っています。

○委員長

企業経営に携わっている方はこういうウェブ会議というのは、実際よく使っておられるのでしょうか。

○委員

全く使わないわけではないですけれども、システムや機材の問題、ライセ

ンスの問題などいろいろありますから、その会議の目的や状況などを鑑みて利用しています。それから、慣れの問題はあると思います。会議のための移動時間や交通費などがかからなくなるというメリットもありますね。今後、コロナ禍が収まっても、継続してやるようにはなってくると思います。

○委員長

ありがとうございました。今日は皆様からいろいろ貴重な意見をお伺いしました。今後のミニ家連協の参考にさせていただき、その結果について、次の家裁委員会でご報告させていただきたいと思います。

- (5) 次回期日の指定等
- (6) 閉会のことば

以 上